

## 『個人情報 の 共同利用』

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は本人の同意を得なくても個人情報を提供することができるとされています。

ただし、この共同利用は、いつでも停止を求めることができます。

### 1. 事業主との共同事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、特定健診・特定保健指導を実施するにあたり、個人情報を共同で利用する。

#### ● 定期健康診断

##### ① 共同利用する個人情報（個人データ）

- ◎ 定期健診を受診したときの、健康保険記号・番号・氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先事業所名（営業所、分工場含む）・健診受診日・健診結果・健診実施医療機関名・医療機関所在地・担当医師名

##### ② 共同利用する者

- ◎ 埼玉機械工業健康保険組合
- ◎ 定期健康診断を共同実施する勤務先事業所

##### ③ 共同利用の目的

- ◎ 定期健診を受診した者の健康管理事業（保健指導）を効果的に行うため。

##### ④ この共同利用にかかる個人情報の管理責任者

- ◎ 埼玉機械工業健康保険組合 常務理事 橋本 英樹
- ◎ 定期健診を共同実施する勤務先事業所の事業主

#### ● 保健指導（特定保健指導含む）

##### ① 共同利用する個人情報（個人データ）

- ◎ 保健指導対象者の健康保険証記号・番号・氏名・特定保健指導支援コース

##### ② 共同利用する者

- ◎ 埼玉機械工業健康保険組合
- ◎ 保健指導を共同実施する勤務先事業所

③ 共同利用の目的

◎健康の保持増進、健診結果に基づく事後指導、生活習慣病等の改善のための保健指導を効果的に行うため。

④ この共同利用にかかる個人情報の管理責任者

◎埼玉機械工業健康保険組合 常務理事 橋本 英樹

◎保健指導を共同実施する勤務先事業所の事業主

2. 健康保険組合連合会との共同事業

当組合に高額な医療費が発生した際に、健康保険法附則第2条に基づき健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）よりその費用の一部の交付を受けるにあたり、個人情報を共同で利用する。

●高額医療給付に関する交付金交付事業

① 共同利用する個人情報（個人データ）

◎対象レセプトの記載データ及び交付申請に使用する、健康保険記号・番号・氏名・性別・生年月日・本人家族別・入院外来別・診療年月・決定点数

② 共同利用する者

◎埼玉機械工業健康保険組合

◎健保連の高額医療グループ担当者、健保連の委託業者（公益財団法人日本生産性本部及び協力会社）

③ 共同利用の目的

◎高額医療交付金交付事業の申請、審査、決定及び高額医療費の分析のため

④ レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

◎埼玉機械工業健康保険組合

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-993-1

理事長 松澤 幸男

管理責任者 常務理事 橋本 英樹

◎健康保険組合連合会

東京都港区南青山1-24-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長